

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B県）（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月14日から37年6月1日まで  
私の夫が、B県に所在するA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用事業所は、昭和37年6月1日に同社（B県）から同社（D県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B県）における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から7年2月まで

私は、申立期間当時、A市にある大学の学生であったが、平成3年4月から20歳以上の学生も国民年金の強制加入者とされ、私が所持している年金手帳の国民年金被保険者資格の取得日は3年\*月\*日と記載されていることから、私が20歳となったときに、B県C郡D町に住む私の両親が、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれたと思っている。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、私の被保険者資格の取得日は平成6年\*月\*日となっており、何らかの事務処理誤りがあったのではないかと思うので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の国民年金被保険者資格の取得日は平成3年\*月\*日となっており、オンライン記録を見ると、当初、申立人の取得日は6年\*月\*日となっていたものを、当該申立て後の24年3月7日に、年金手帳と同じ3年\*月\*日に訂正されているのが確認できることから、当初、オンライン記録の取得日が誤っていたと認められる。

しかしながら、申立人は、申立人が20歳（平成3年\*月）になったときに申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと思っていると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、E社会保険事務所（当時）の課所符号であり、申立人の所持している年金手帳の国民年金の欄にも「E」と押印があることから判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が平成7年3月にE市に転居した後に行われ、取得日は、申立人が国民年金の強制加入者となった20歳到達日（平成3年\*月\*日）まで遡っ

たと認められる。

また、申立人の手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の資格取得日に係るオンライン処理日から、平成7年4月頃に払い出されたと推認でき、当該時点において、申立期間のうち3年12月から5年2月までの期間は、制度上、時効により保険料を納付することができず、申立期間のうち、5年3月から7年2月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、当該期間も含め申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の両親も、「当時のことについて、はっきりと覚えていない。」と回答しており、年金事務所にも当時の資料が残されていないことから、当該期間に係る過年度保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間当時、申立人が住民票を異動していたA市F区は、「当市には、申立人に係る国民年金の加入履歴は無く、払出簿を見ても申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

このほか、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間当時、私の両親及び妹と家族 4 人で A 市（現在は、B 市）に住んでいた。

私が C 社を退社した昭和 53 年 8 月に、私の母親が、私の国民年金の加入手続きをし、毎月自宅を訪れていた集金人に家族の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付してくれていた。

私の両親及び妹には国民年金の納付記録があるにも関わらず、私だけ申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、毎月自宅を訪れていた集金人に家族の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、B 市の回答から、申立期間当時、A 市には国民健康保険・国民年金協力員制度があり、申立人が居住していた D 地区でも協力員による国民年金の集金が行われていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月までの期間について、B 市が保管している D 地区に係る昭和 53 年度及び 54 年度の国民年金保険料収納簿を見ると、53 年度については申立人の母親及び妹（申立人の父親は、昭和 53 年度は厚生年金保険被保険者）の、54 年度については申立人の両親及び妹の氏名（納付記録を含む。）があり、それぞれの納付記録はオンライン記録と一致していることが確認できる一方、両年度とも申立人の氏名（納付記録を含む。）は確認できない。

また、申立期間は80か月と長期間であり、このような長期間にわたり、市役所及び社会保険事務所（当時）の双方の納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、B市が保管しているA市の国民健康保険・国民年金協力員名簿から、D地区における昭和53年度から60年度までの協力員が二人確認できるものの、当該二人は既に死亡しており、申立人が記憶する協力員の氏名も当該名簿に見当たらないことから、申立人の申立期間に係る保険料の集金状況について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

その上、B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿において申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人は、A市以外に住所変更（市町村合併による変更を除く。）をしておらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月頃から 38 年 8 月頃まで

私は、昭和 36 年 8 月頃から 38 年 8 月頃まで、A社B支社管内のC事業所に、D職種として勤務していた。申立期間後の 39 年 3 月から同年 4 月までの期間について、A社B支社に係る厚生年金保険の被保険者記録が判明し、記録統合されたので、それ以前に同様にC事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の清算事業を行っているE社は、「申立人については、F組合の加入記録が無いことから、臨時雇用員であった可能性があるが、当時、A社が、臨時雇用員等を臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、臨時雇用員等に係る厚生年金保険の加入を制度化したのは、申立期間後の昭和 38 年 10 月 1 日からであり、同日以前については、臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させることはない。」と回答している。

また、適用事業所名簿により、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚のうち、唯一連絡先が判明した一人から聴取しても、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られない。

なお、申立人はD職種として勤務したとしており、G社に係る記録照会も行っていることから、H県内のG社関連の事業所（I事業所、J事業所及びK事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票も調査したが、申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から37年5月頃まで  
② 昭和37年5月頃から38年8月1日まで

私は、昭和35年からA事業所に勤務して以来、48年8月までB方面の事業所へ勤務した。

申立期間①については、C事業所に引き続き勤務していたし、申立期間②については、D事業所（現在は、E社）に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和37年5月頃まで引き続きC事業所に勤務していた。」と主張しているところ、C事業所は、昭和46年8月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C事業所に係る事業所別被保険者名簿において、昭和36年8月1日から38年8月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚32人のうち、連絡先が確認できた5人に照会し、全員から回答があったところ、二人は、「申立人が勤務していたことは知っているが、勤務期間については分からない。」と回答し、他の3人は、「申立人のことは記憶が無い。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和36年8月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人が所持しているD事業所の所長及び同僚と

一緒に写った写真並びにD事業所の事業主の妻の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の事業主の妻は、「申立人の勤務期間については分からない。当時は、従業員を厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、E社の事業主は、「申立期間②当時の事業主は私の父親であったが、当時の関連書類は保管されていない。D事業所は、E社として平成9年1月に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、これ以前は厚生年金保険等の社会保険制度には加入していない。」と回答しているところ、適用事業所名簿により、E社は、平成9年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、D事業所は、申立期間②当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「D事業所とF事業所の事業主は親戚関係であったことから、F事業所で厚生年金保険被保険者となっているかもしれない。」と主張しているところ、前述の事業主の妻は、「F事業所の事業主とは確かに親戚関係であるが、F事業所は既に廃業している。F事業所から申立人を当事業所に紹介をしてもらったが、F事業所も当事業所と同様に、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、適用事業所名簿により、F事業所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が提出した写真に写っている同僚は、生年月日等が不明のため連絡先が特定できず、当該同僚から供述を得ることができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。